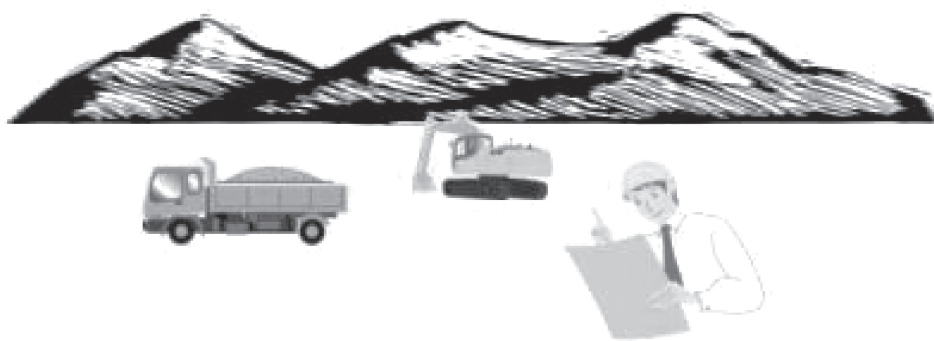


産業廃棄物の保管
及び
土砂等の埋立て等の
不適正処理防止に関する条例
手引き

第3編 土砂等の埋立て等関係版



和歌山県環境生活部
環境政策局廃棄物対策課

第3編 目次

項 目	PAGE
第1部 土砂等の埋立て等を実施される方へ	1
I. 土砂等の埋立て等を行う場合の留意事項	1
1 土砂等の埋立て等に対する規制の内容	1
2 特定事業の許可	1
II. 特定事業の許可申請を行う場合の留意事項	1
1 申請者（特定事業を行う者）について	1
2 申請に必要な事項について	1
(1) 申請に必要な書類	1
○許可申請に必要な書類一覧（一時たい積事業を除く特定事業）	2
○許可申請に必要な書類一覧（一時たい積事業）	3
(2) 特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること	4
(3) 特定事業区域内の表土（埋立て前の表土）が土壌基準に適合していること	4
(4) 特定事業の完了時の土砂等のたい積の構造が、構造上の基準に適合していること	4
(5) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること	4
(6) 災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていること	4
(7) 特定事業の施工に関し的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること	4
(8) 申請者の欠格要件に該当しないこと	4
3 他法令等の許認可等について	5
4 申請書の提出について	5
5 申請の手数料について	5
III. 土地所有者等の皆さんへ	6
IV. 特定事業の許可の手続きの概要	7
V. 特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準	8
第2部 特定事業の許可申請について	12
I. 申請書類の作成について	12
1 提出部数	12
2 申請書の製本	12
3 図面	12
4 その他必要な書類	12
II. 特定事業許可申請書記載要領について	12
1 目次	12
2 特定事業許可申請書（規則別記第5号様式）関係	12
3 添付書類（規則第11条第2項）関係	14
III. 一時たい積事業許可申請書記載要領について	18
1 目次	18
2 一時たい積事業許可申請書（規則別記第8号様式）関係	18
3 添付書類（規則第11条第4項）関係	20

項 目	PAGE
第3部 特定事業の許可を受けた方へ	23
I. 許可を受けた特定事業を実施する場合の留意点	23
II. 特定事業の施工管理について	23
1 届出等	23
(1) 土砂等の搬入の届出 (条例第26条)	23
(2) 着手報告 (条例第28条)	24
(3) 変更許可又は届出 (条例第24条、第25条)	24
(4) 完了又は廃止の届出 (条例第32条第1項)	24
(5) 休止又は再開の届出 (条例第32条第1項、第2項、第8項)	25
(6) 地位の承継の届出 (条例第33条)	25
2 定期報告等	26
(1) 土砂等の管理簿の作成と保存 (条例第27条)	26
(2) 特定事業に使用された土砂等の量の報告 (条例第29条)	26
(3) 水質検査等の結果報告 (条例第30条)	26
(4) 完了・廃止時の報告 (条例第32条)	27
3 施工管理上の留意点	27
(1) 標識の掲示 (条例第31条第1項)	27
(2) 境界の標示 (条例第31条第2項)	27
(3) 関係書類の閲覧等 (条例第36条)	27
第4部 資料編	28
I. 技術的基準	28
II. 水質検査・土壌検査における留意点	57
第5部 土砂等の埋立て等の許可に関する様式について	59
I. 条例関係の様式一覧表	59
II. 条例施行規則に定める様式について	60
1 様式	60
2 様式の記載例	81
III. 様式要綱に定める様式について	97
1 様式に関する要綱について	97
2 要綱に係る様式	98
3 要綱に係る様式の記載例	116
IV. その他参考様式について	118
1 様式	118
第6部 経過措置について	121
I. 経過措置とは	121
1 経過措置の説明	121
II. 経過措置における取扱い	122
1 経過措置における技術的基準・環境基準等に関する取扱い	122
第7部 その他 (参考資料)	124
・ 浸透水を採用するための措置	124